

岡崎市都市計画区域外における開発行為に関する条例第 5 条の規定に基づき定める事項

岡崎市都市計画区域外における開発行為に関する条例(平成 17 年岡崎市条例第 147 号)第 5 条の規定に基づき、開発協議の申出があった場合に協議する事項として市長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域及びその周辺の地域における文化財の保護のため適切な措置がなされていること。
- (2) 開発区域及びその周辺の地域における良好な自然環境を確保するための適切な措置がなされていること。
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に準じて定める別表の事項について、適切な措置がなされていること。
- (4) 技術的基準の運用については、別に定める「開発許可に適用される技術的基準」（平成 29 年 4 月 1 日）によるものとする。

別表 目的別協議事項

法第 33 条 第 1 項	基準の概要	開発目的				
		自己用			自己用外	
		居住用 住宅	業務用 建築物 ・特定 工作物	その他	建築物 ・特定 工作物	その他
2 号	道路、公園等の公共施設の確保等	—	○※1	—	○※1	—
3 号	排水施設	○	○	○	○	○
4 号	給水施設	—	○※1	—	○※1	—
7 号	軟弱地盤、安全措置	○	○	○※3	○	○※3
8 号	災害危険地区等の除外	○	○	○	○	○
12 号	申請者の資力信用	—	○※2	○※2	○※2	○※2
13 号	工事施行者の能力	—	○※2	○※2	○※2	○※2
14 号	妨げとなる権利者の同意	○	○	○	○	○

※1 1,000 m²以上の開発行為に適用するもの

※2 10,000 m²（1 ha）以上の開発行為に適用するもの

※3 他法令等の技術的基準を参酌できるもの

附則

この規定は、平成 18 年 1 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。